

厚生労働省剣友会 規約

第1章 総則

第1条 本会の名称は、厚生労働省剣友会と称する。

2 本会は、本部を東京都千代田区霞が関1-1-2厚生労働本省内に置く。

第2条 本会は、第6条に定める会員をもって組織する。

第3条 本会は、都道府県を単位として、厚生労働省剣友会〇〇都道府県支部（以下「都道府県支部」という。）を置くことができる。

2 都道府県支部を設置又は廃止したときは、本部あて通知しなければならない。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、剣道を通じて会員相互の親睦を図り、剣道の研鑽に努め、人格の陶冶と心身の鍛練を行い、剣道の普及、発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国合同稽古会（合宿）の開催
- (2) 全国大会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) 本会活動の広報
- (5) 会員名簿の作成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

第6条 本会の会員は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条の規定により設置された各都道府県支部に所属する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者のうち、本会の趣旨に賛同する者
 - ① 厚生労働省職員
 - ② 労働省又は厚生労働省職員であった者
 - ③ 労働省又は厚生労働省の関係団体職員
 - ④ 総会で適当と認めた者

第7条 第3条の規定による都道府県支部及び前条第(2)号に該当する会員は、第13条の規定による会費を本会に納入しなければならない。

第3章の2 会友

第7条の2 本会の趣旨に賛同する者で会長が適当と認める者を会友とする。

第7条の3 会友には、会報その他を通じて、本会の行事・活動等を連絡するものとする。

第4章 役員等

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。幹事は、会長の指示により、企画、連絡、会計等本会の運営に必要な職務を分担して行う。

3 役員は、総会において選出する。

4 役員の任期は、毎年4月1日に始まり、翌々年の3月31日までの2カ年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第9条の2 本会に師範を置くことができる。

第5章 会議

第10条 総会は、毎年1回開催する。

2 会長は総会を開催する時は、第3条の規定による都道府県支部及び第6条第(2)号に該当する会員にその旨を通知しなければならない。

3 総会では、本会規約の制定・改廃、役員の改選、事業計画、会計報告の承認等について、議決する。

第11条 総会の議決は、出席した会員（委任された会員を含む。）の過半数により決する。

第6章 慶弔金

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を支給することができる。

- (1) 結婚…5,000円
- (2) 出産…3,000円
- (3) 入院及び療養（30日以上90日未満）…3,000円
 〃（90日以上）…5,000円
- (4) 死亡…10,000円
 〃（花輪代）…15,000円
- (5) 昇段祝（6段以上）…10,000円
 〃（5段以下） 5,000円

第7章 会計

第13条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第14条 本会の会費は、年3,000円とし、納期限は毎年6月末とする。

第15条 会員は、第14条の規定による会費を本会に納入しなければならない。ただし、会員が会長あて休部を申し出た場合は、この限りではない。

2 会長は、会費の納入を拒否した会員を除名することができる。

3 会費は、都道府県支部を通じて納めることができる。

附則

第1条 この規約は、昭和61年4月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成元年4月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成4年4月1日より施行する。

但し、第6章については、平成4年9月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成9年4月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成10年9月12日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成13年4月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成21年10月10日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成24年4月1日より施行する。

附則

第1条 この規約は、平成26年4月1日より施行する。